

上保生第161号  
令和6年(2024年)5月16日

報道機関各位

北海道上川保健所長  
(上川総合振興局保健環境部長)

食中毒警報の発令について(依頼)

食品衛生行政につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も食中毒予防対策の一環として、食中毒が発生しやすい気象状況が予想される場合に、別添「食中毒警報発令要領(抜粋)」に基づき、食中毒警報を発令します。

つきましては、食中毒警報を発令した場合にお知らせしますので、報道により注意喚起していただきますようお願いいたします。

連絡先

生活衛生課主査(食品保健)

TEL (0166)46-5995

FAX (0166)46-5262

## 食中毒警報発令要領（抜粋）

### 1 目的

例年夏季には、高温多湿及び海水温の上昇などにより、特に細菌性食中毒が多発する傾向にある。

そこで、細菌性食中毒の発生しやすい気象状況が成立した場合等に食中毒警報（以下「警報」という。）を発令し、一般家庭及び食品関係業者等に対して、食品衛生に関する注意を喚起し、食中毒の発生を未然に防止しようとするものである。

### 2 警報発令者

警報の発令者は、保健所長とする。

### 3 警報発令区域

警報を発令する区域は、保健所管内一円とする。

ただし、保健所長が必要と認める場合には、支所管内等一部区域に限定して警報を発令することができる。

### 4 警報発令対象期間

毎年7月1日から8月31日までとする。

なお、この期間外であっても、保健所長が必要と認める場合には、警報を発令することができる。

### 5 警報発令基準

4の期間中に、次の項目のいずれかに該当する場合に、警報を発令するものとする。

- (1) 日最高気温28℃以上が予想される場合
- (2) 前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- (3) 前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- (4) その他保健所長が特に必要と認める場合